

## 選手登録及び移籍に関する規定

鹿児島市バレーボールスポーツ少年団連絡協議会は(以下協議会)、健全な子ども育成に寄与し、チーム間のトラブルを無くし、円滑な運営をするためにチームの選手登録と移籍に関する規定を設ける。

### 1. 登録について

- ① 選手の新規加入は、通学校又は同一地区を推奨するが、市内全域の団に登録できる。
- ② 選手は年度当初にチーム登録届で登録をし、追加および抹消については、登録変更届申請書にて随時事務局に届けることとする。
- ③ 団員不足でチーム編成が不可能な場合は、合同チームを編成し登録することができる。ただし、合同チーム編成申請書を提出後に理事会で協議し、承認を得てからとする。
- ④ 上記条項に違反した場合、該当チームは当協議会の主催する大会には年度内参加できないこととする。

### 2. 移籍について

所属単位団を退団し、新たに別の単位団に登録することはできない。(退団後、一定期間が経過している場合を含む。)ただし、次の場合に限り通学校外の単位団(同地区内)に登録できるものとする。

- ① 所属している単位団が解散した場合。
- ② 保護者の転勤等で転校になった場合。
- ③ 所属している単位団でトラブルが発生し、残留が不可能になった場合。  
ただし、事前に申請書を提出し理事会の承認を得たのち、活動を開始しなければならない。  
理事会で協議し承認されたら、試合参加可能日を理事会より通知します。またトラブルについては各地区の理事、当事者で経過等の事前協議を行い、地区長より倫理委員会に提出し、倫理委員会で聞き取りを行う。倫理委員会委員長は理事会へ移籍申請の内容を提出し理事会で決定する。
- ④ 入団後1年未満の場合。ただし、1回のみとしペナルティーを適用する。
- ⑤ 転校後であっても所属していた単位団で活動したい場合は、継続して登録を認める。また通学校に新たにバレーボールスポーツ少年団が発足したら、通学校に移籍することは可能とする。
- ⑥ 移籍先は同地区内とする。また新規に地区外から加入した選手は居住地区内のチームにのみ再移籍できる。
- ⑦ 男子単独チームに登録する場合も他のパートと同様の手続きとし優遇しない。
- ⑧ 移籍後の協議会主催の大会参加について
  - 1) ペナルティーは移籍後6か月間、協議会主催の大会へは参加できない
  - 2) 期間は、各地区長が移籍承認申請用紙を受理した日をもってカウントする。
  - 3) なお、第2項の①～③に該当する場合や特別な事情がある場合は、理事会にて大会参加日を決定し通知する。

### 3. 申請書類について

新規登録、移籍、登録の変更、合同チーム編成を希望する場合は、以下の申請書類を事前に事務局

に提出しなければならない。

- ① 新規登録 … 校区外・地区外新規登録届出用紙（通学校以外に登録する場合）
- ② 移籍登録 … 移籍承認申請用紙、移籍同意書（保護者及び関係指導者の意見，押印必要）
- ③ 登録の変更 … 登録変更届け申請用紙
- ④ 合同チーム編成 … 合同チーム編成申請用紙

#### 4. 備 考

- ・ 移籍については，理事会にて結論が出た後，その旨を当連絡協議会のホームページにて報告する。~~ただし，個人情報の取り扱いには，充分配慮をする。~~役員と地区長を通じて報告する。
- ・ 合同チーム編成については，双方とも単独チームで6名以上の団員が所属となった場合は，解消する。

#### 付則

本規定は令和3年4月11日より適用する。

令和4年4月9日一部文言修正。

これにより平成27年4月11日より適用の規定は廃止する。